

第 209 回統計委員会・第 42 回企画部会（合同開催） 議事録

1 日 時 令和 6 年 9 月 26 日（木） 15:00～16:48

2 場 所 中央合同庁舎 2 号館 8 階第 1 特別会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、佐藤 香、菅 幹雄、富田 敬子、
福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、中川 郁夫

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、内閣府経済社会総合研究所次長、
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）、
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官
栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第188号「国民生活基礎調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について
- (4) 令和 7 年度における統計リソースの要求状況について
- (5) 令和 5 年度統計法施行状況に関する審議結果報告について
- (6) その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 209 回統計委員会と第 42 回企画部会を合同開催いたします。

本日は久我委員及び樫委員が御欠席です。

開催に先立ちまして、今回の集中豪雨で被災された方々に心からお見舞い申し上げるとともに、犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げたいと思います。

それでは、本日も会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日の議事は議事次第にありますとおり、諮問、部会報告などについて予定しております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影させていただきます。つきましては、委員の皆様方、説明者及び質疑対応者の方々におかれましては、御発言の際におかれましては必ず資料名、それからページ番号をお示しいただくよう、お願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくをお願いいたします。スムーズな会議運営に向け、何とぞ御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

○樫委員長 それでは、早速議事に入らせていただきます。諮問第188号、国民生活基礎調査の変更について、まず総務省政策統括官室から御説明、よろしくをお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官（人口・社会・農林水産統計担当） 総務省政策統括官室の森です。よろしくをお願いいたします。それでは、国民生活基礎調査の変更に関する諮問について説明いたします。資料は1-1と1-2になります。

資料1-2の諮問文にありますとおり、今般、厚生労働大臣から、来年度予定されている国民生活基礎調査の計画変更について申請がございました。そこで、この申請に対しての承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見をお聞きするというものです。

では、資料1-1のポンチ絵を使いまして、今回の変更の概要を説明いたします。1枚目の裏、国民生活基礎調査の概要をまとめておりますが、簡単に説明いたします。まず、本調査の目的ですが、この調査、医療、福祉、所得など、様々な切り口で国民生活の基礎的な事項を調査するものとなっております。また、本調査は毎年行われておりますが、3年ごとに大規模調査、そしてその中間年に簡易調査と2パターンに分け、調査内容や規模に濃淡を付けて行われております。下の表のとおり5種類の調査票がありますが、大規模調査年は5種類全部、そして簡易調査年は世帯票と所得票のみの調査が小規模で行われております。そして、今回申請がありました令和7年度は大規模調査年となっております。調査方法としましては、調査員、オンライン、郵送の3種類ですが、着実な回答の確保という観点から以前は基本的に調査員調査として行われていたのですが、オンライン調査が追加されるなど、その方法が拡大されております。

次のページにまいります。このような、広範な内容を把握する調査ですので、例示いたしましたとおり、従前から健康増進・疾病対策関連などの様々な施策の立案資料として、また目標値の設定や評価データとして用いられているほか、国際機関へのデータ提供ですとか、他の統計調査の調査地区フレームとしても幅広く活用されているところです。

次のページにまいりまして、3ページ目からは今回の変更内容となり、全部で2点となっております。まず、1つ目ですが、調査票の設問の記載ぶりの変更等です。法令の改正に伴う調査票内の注記の修正や、報告者に対してより分かりやすくするため、調査票のレイアウトや例示などの修正が予定されております。下に変更例として、報告者に向けた案

内の見直しを載せておりますが、このような見直しを多く行っておりまして、これらの変更の背景といたしまして、地方公共団体との意見交換をしたり、提出された調査票の記載状況を検証されたとのことで、記入漏れや記入誤りを少しでも減らすため見直されたということです。変更内容としましてはこれだけですが、報告者に対して迷うことなく正確な回答をしていただけるようになる点で、また統計自体の精度改善につながりますほか、誤りを未然に防止するという点で報告者の支援を行う調査員の負担軽減にも貢献する変更となっております。

次のページにまいります。2つ目の変更としまして、集計事項の変更です。変更の背景といたしまして、本調査は調査票が5種類あることを説明いたしましたが、大規模調査年の場合、結果表の総計が約700種類と非常に多いことを踏まえまして、統計の利用者が目的の結果表を容易に見つけられるよう、利用者の利便性の向上を図るため、結果表全体にわたり変更の要否を改めて確認されたとのことです。その結果といたしまして、e-Statに掲載中の結果表の表題と調査計画上の表題とが違ったとして、これを同じ名称に修正したり、下に事例として挙げておりますが、結果表内に重複している箇所があったので結果表の方を削除するなどの整理をしております。また、これまで本調査の調査結果を二次利用することによって作成していた貧困率の結果表について、SDGグローバル指標であることを踏まえまして、調査計画に集計事項として追加するなどの変更が予定されております。以上が今回の変更事項でございました。

続きまして、前回、令和3年の諮問の際、答申で付けた今後の課題への対応状況です。全部で3つありますが、1つ目は「健康票の質問8の有用性の分析、本調査の類似項目との関係の明確化」です。健康票の質問8ですが、次のページを御覧いただければと思います。左が健康票の質問8となります。こちらは、障害者統計の充実を図る観点から国連統計委員会の要請に基づいて設立された「ワシントングループ」が開発した質問セットがありまして、これに準拠した形で「日常生活における機能制限」について報告を求めるとして、追加されました。一方、右側ですが、御覧のとおり同じ健康票や世帯票にも類似する調査項目があるということでして、これを受けて新設された健康票の質問8についてその有用性を分析するとともに、本調査における類似項目との間における把握範囲の重なりや相違について整理することが、課題として付されておりました。今回、この課題を受け、厚生労働省から改めて整理した結果について報告を受け、審議することとしております。

それでは続きまして、前のページに戻りまして課題の2つ目ですが、健康票における未成年の健康診断等の受診状況の把握について、課題が付いております。本調査では、健康票において20歳以上を対象とした健康診断等の受診状況を把握しておりますが、前回承認時は成人年齢の見直しがなされたときでして、未成年である、特に18歳、19歳の者を本調査に加えるか否か、ほかの統計での把握状況等も含め、整理することが求められました。今回、厚生労働省において整理した結果につきまして御報告いただき、審議することとしております。

続きまして、最後の3つ目となりますが、回収率向上に向けた取組の効果検証等ということで、課題が付されております。こちらは細かく3つに分けておりますが、まず1つ目

として、本調査、令和5年調査からオンライン調査が全国導入されており、オンライン導入に伴う結果の影響を分析し、導入効果の検証を行うこととなっております。

そして次のポツですが、新型コロナウイルス感染症の影響といたしまして調査員調査での対応が難しくなったことから、令和3年調査で郵送回収の要件緩和が行われました。具体的には、調査員が3回訪問しても面接できない場合、郵送による提出を求めるといったものでして、郵送回収の要件緩和の取組の効果・影響について検証することを求めています。

そして最後のポツですが、コールセンターの設置等、各種取組に係る効果・影響について検証することが求められておりました、これらについて厚生労働省から御報告いただき、審議することを予定しております。

以上が、諮問の概要となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○樫委員長 御説明、ありがとうございました。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくこととなります。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等ありますか。

○福田委員 技術的なことの質問ですが、調査員調査とオンライン調査というのは選べるのか、それとも最初からサンプルは決まっているのか、そこら辺のすみ分けがよく分かりません。調査員調査で回答してもらう報告者を決めて、それ以外の方がオンライン調査になるのか、そこら辺を教えていただければというのが第1点です。

それから、コールセンターの設置等というのは非常に大事なことだと私も思います。ただ、それと並行して、例えば、オンライン調査で「よくある質問」を非常に事細かく書いてあると、わざわざコールセンター等に連絡しなくてもいいケースもあると思います。私もオンライン調査とかをやるときによく経験しますが、そういう努力、試みとかはされているのかどうかということについて教えていただければと思います。

○樫委員長 本件、厚生労働省で御説明いただけますでしょうか。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 厚生労働省です。御質問ありがとうございます。まず、オンライン調査、それから調査員回収の選択になりますが、この調査は調査票の配布時にオンラインシステムにアクセスするためのIDとパスワードを付与することになっておりました、実際紙の調査票とオンラインでアクセスするためのIDとパスワードを同時に配布しております。実際どちらで回答するかというのは世帯の方の御判断で選んでいただくという形になっておりますので、こちらからあらかじめこれで回答してくださいという方法はとっていないという状況になっております。

それから、コールセンターにつきましては、令和3年調査からコールセンターを設置しており、年々利用件数が増えてきているという状況です。それで、国民生活基礎調査ではオンライン調査を導入しております、オンラインの電子調査票の中で記入要領的なものが表示できるような機能を付加しておりますので、記入に迷ったときにはそちらを参照していただいて、なおかつ分からないような場合にはコールセンターにお問合せいただくというような形をとっているという状況です。以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

○**福田委員** コールセンターへの質問がまた蓄積されてくると、そこでいつも来るような質問というのを生かしてもらって、それをそういう形でオンライン調査なりあるいは調査票に書いていただければ、コールセンターの人的な負荷も減るとは思いますので、そういうこともやっていただくのがいいのではないかとと思いました。

○**藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** ありがとうございます。コールセンターに寄せられました質問につきましては、FAQという形でまた整理を再度いたしまして、これは経由いたします都道府県、それから保健所等にも共有するというような形をとっておりますので、そのようなものが蓄積されていけばこれからFAQが充実できるという形になろうかと考えております。以上です。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。ほかに御質問等ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。今回諮問された国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的事項を把握する大変重要な統計調査と考えます。今回の変更内容自体は調査票上の説明、あるいはレイアウトの変更、集計事項の一部見直しと、必ずしも大きなもの等ではないようですが、前回答申で示されました類似項目の関係整理、あるいは先ほどから議論されていますようなオンライン回答の導入をはじめとする調査の効率化、あるいは事務の負担軽減方法の検証など、本調査の今後につながるような重要な課題に関する確認も併せて行われると考えられるところです。津谷部会長をはじめ人口・社会統計部会に所属の委員の先生方、審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。部会の審議状況になります。人口・社会統計部会での国勢調査の変更に関する審議状況について、部会長の津谷先生から御報告よろしく願いいたします。

○**津谷委員** それでは、国勢調査の変更に関して、去る9月18日に開催された人口・社会統計部会での審議状況について御報告いたします。本件につきましては、6月の統計委員会で諮問を受け、部会での審議を進めておりましたが、先月の統計委員会で審議状況を御報告した後、3回目と4回目の部会が開催されました。

後ほど御説明いたしますが、今回の変更では、資料2-1の(2)にありますとおり、調査関係書類の郵送配布の一部導入が予定されております。これについては、基礎的な事実確認を2回目の部会で行いつつ、詳細については試験調査の結果が出てから審議を行うということで、スケジュールの関係から、4回目の部会で実質的な審議をすることとしておりました。そのため、第4回部会に先立つ第3回部会において、1回目及び2回目の部会で結論が得られた部分の答申案について、書面開催という形で先行して部会構成員の皆様を確認していただきました。そして、先週水曜日に開催した4回目の部会では、今申し上げた郵送配布の一部導入について、総務省から試験調査の結果の検討と、それを受けた判断について御報告を受け、それについて審議を行うとともに、答申案の取りまとめに向けた整理を進めました。

それでは、資料2-1の(2)を御覧いただければと思います。この郵送配布の一部導

入について、結論としましては、これは調査員確保が困難な状況を踏まえた調査方法の多様化の一環であるとともに、試験調査の結果から、調査員調査とほぼ同程度の回収状況の確保が見込まれるということから、地域を限定した導入についておおむね適当と判断をいたしました。ただ、調査実務を担っていただく地方公共団体におかれましては、これまでと同様の調査員に関する業務と並行して郵送配布の業務を行っていただくことになるため、業務負担が増加することが見込まれます。第4回の部会審議の際に示された主な御意見は資料2に記載しておりますが、そこでも地方公共団体の負担増を懸念する意見が多く出され、現場の実態を踏まえた柔軟な対応が必要との御意見もいただきました。そのため、来年の調査実施に向けて関係者間のコミュニケーションをより密にして、引き続き業務分担の整理を求めるとともに、次回実施が想定される令和12年調査に向けた対応として、令和7年調査における実績を検証して、よりよい調査方法を探るべく、必要な改善を行うという趣旨を、答申案の今後の課題として示すことにいたしました。

続いて、4回目の部会では、答申案についても確認を行いました。その際に示された御意見を、口頭になりますが御紹介したいと思います。まず、今回の調査事項の変更では、大規模調査年のみとされていた調査事項の幾つかについて、簡易調査年である令和7年調査においても把握するという変更が計画されております。これに関連して、本調査における簡易調査の位置付けの検討や調査事項の見直しについて、中長期的な課題としてはどうかという御意見が出されました。このうち前者につきましては、統計法において10年おきに調査を行いつつ中間年に簡易な調査を行うという旨が規定されており、それが見直されるという予定もないことから、議事録への記載にとどめることといたしました。また、後者の調査事項の見直しにつきましては、統計調査を実施する上で調査実施者が行う一般的な対応であり、本調査においてもこれまで調査の都度、検討がなされていること、また、国勢調査は我が国に居住する総人口の全数調査であるというその規模の大きさを踏まえたとき、より慎重な検討が必要であることから、答申には記載しないものの、議事録においてこの旨を記録し、調査実施者である総務省統計局は今後、これについて十分留意するという方向で整理いたしました。

なお、4回目の部会では部会開催前日の9月17日に日本経済新聞において掲載された本調査に関する記事についての状況確認も行いましたので、口頭になりますが、簡潔に御報告いたします。この記事を御覧になった方も少なくないのではないかと思います。調査票の回収ができなかった場合の対応として、予定されている関係者への聞き取りの実施状況に関するものです。部会では、調査実施者である総務省から状況を説明していただきましたが、特に前回の令和2年国勢調査においては、コロナ禍の中、調査の現場はいつにも増して難しい調査環境の中で実査に当たるといったことがあり、聞き取りが困難な状況もままあったのではないかとと思われるということでした。一方、本調査では、これまでも調査方法の改善に努力を重ねられており、来年の2025年調査に向けて、オンライン回答のさらなる推進や、今回の変更事項である郵送配布の一部導入が予定されているところです。

国勢調査は地方公共団体の御尽力をいただきつつ、国と一体になって行うものです。ですので私から、調査実施者におかれましては、来年の国勢調査実施に向けて、今後も引き

続き地方公共団体と綿密なコミュニケーションを図り、現場の状況を的確に把握しつつ、合理的かつ効果的な対応ができるよう、取り組んでいただきたいということをお伝えいたしました。以上が3回目と4回目の部会の審議状況です。4回目の部会審議を受けて、更に答申文案を整理するという作業が残っておりますが、部会で得られた共通認識に基づいて答申案を取りまとめ、次回の統計委員会で御報告したいと考えております。私からの御説明は以上です。

○樫委員長 御説明、どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

特に御質問等ないようですので、私からコメントさせていただきます。これまでに行われました4回の部会により、全ての変更事項について審議を終え、いずれにつきましてもおおむね適当との整理をされたとのことでした。特に今回初めての試みとなります調査関係書類の郵送配布方式の追加に関しては、多数の調査員の確保というものが大分難しくなっているという状況を踏まえた対応策の一つになるのだと考えております。ただ、地方公共団体はこれまでどおり調査員に関する業務と並行して行う必要があり、先ほど御説明があったように、事務負担が増加することも危惧されるところです。

これを踏まえまして、今後まとめられる答申案では、来年の調査実施に向けて地方公共団体とのコミュニケーションを密にして、引き続き業務分担の整理を求めるとともに、将来に向けて調査方法のさらなる検討、あるいは改善を求めたいと伺いました。調査方法という大きくくりに関して言えば、オンライン回答というものを伸ばしていくということが調査の効率化、あるいは精度確保の観点からは重視されるところです。ただ、時代に応じた調査方法の組合せというものを的確に行っていくということも重要と考えます。

答申案の最終的な確認作業がまだ残っているということでしたが、将来に向けて継続的な改善につながる答申案としていただけるように、津谷部会長をはじめ人口・社会統計部会所属の委員の先生方、皆様、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。次も部会の審議状況になります。デジタル部会での審議状況につきまして、部会長の清原先生から御報告、よろしくお願ひいたします。

○清原委員 ありがとうございます。デジタル部会、部会長の清原です。本日は、令和6年9月9日に開催いたしました第3回デジタル部会の結果について、報告をさせていただきます。

場所、出席者は資料3-1の冒頭に書いてあるとおりです。議題として、まず前回までの部会の議論ですが、デジタル部会は諮問をお受けしているのではありませんが、第1として「統計の対象としての社会経済のデジタル化」について、第2として「統計調査過程のデジタル化」について積極的に検討を行い、統計委員会で報告をさせていただき役割を担っております。

第3回におきましては、当面の間は、まずは統計の対象としての「社会経済のデジタル化」について検討を深めるために、当部会の臨時委員の株式会社ソシオラボ代表取締役の中川郁夫氏より、「デジタル経済に関する考察～取引モデルの変化と市場の構造変革～」に

ついて御講演をいただくとともに、有識者として慶應義塾大学経済学部教授の大久保敏弘氏にお越しいただきまして、「デジタル経済の進展と統計的把握」について御報告をいただき、それぞれ意見交換をさせていただきました。

資料3-2を御覧ください。中川氏の報告について、ポイントのみ紹介をいたします。中川氏は、まず資料の4ページに示してありますように、経済モデルの変化は「匿名市場から顕名市場へシフト」していると提起します。そして、6ページに示されておりますように、「従来の交換の市場から共創・つながりの市場へと変化」をしていて、更に、ページを飛びまして次の8ページになりますが、「つながりの市場は従来の提供者利益を重視する市場から個客満足度、消費者余剰を重視する市場へと変化」を示している。したがって、12ページにありますように、「経済モデルは匿名市場から顕名市場へシフトする」のであり、「産業構造は生産と流通の視点からエコシステムの視点へと移行している」と考えることができる。具体的に、ある国のモバイルデバイスを活用した新しいカーローンのことを紹介されました。このような事例を踏まえて、最後の方にありますが、改めて「従来の産業構造である生産と供給の視点からデジタル時代はエコシステム、すなわち社会と共創の視点、つながりの市場、エコシステムを重視する、そのような変化をマクロに捉えなければならぬ」という視点を提起されました。

そこで資料3-1に戻っていただきますが、この講演を受けまして、例えばエコシステムの顕名情報の活用は日本国内でどのくらい進んでいるのか、あるいは事業を超えた顕名データの移動は個人情報保護の問題も含んでいるので、それにどのように対応するか、あるいは共創を統計的に捉える場合に、キーワードとして「ウェルビーイング」を統計で調査することが考えられると思うので、この点について考えを聞くというような質問が提起されました。いずれにしても、中川氏からは、デジタル経済を認識していく上で、今の産業構造の変化を踏まえた経済の把握ということが重要になるのではないかという問題提起をいただいたところです。

そこで、続いて資料3-3を御覧ください。慶應義塾大学の久保教授より、「デジタル経済の進展と統計的把握」ということについて御説明をいただきました。その経過というのは、御自身がこの間、国の官公庁を含めて多くの調査に参画をされてこられた経験を踏まえて、例えば5ページでこのような提案をされました。新しい経済の動きの計測については、案の1として「既存の政府統計に新たな質問項目を入れる」、案の2として「新たな政府統計を作る」、案の3として「様々な調査を収集し、ダッシュボードを作る」ということが考えられますが、現状を考えたときに、新たな政府統計を作るというよりも、既存の政府統計を視野に入れて、それを収集したダッシュボードを作ることが有効ではないかという問題提起をいただきました。

ただし、多くの調査研究から、8ページになりますが、実は就業者・家計パネルの「セルフレポート問題」ということがあり、サンプルバイアス以外に、統計調査の誤差については回答者自身によるバイアス、回答義務や報酬を与えても消えない調査自体の誤差への批判もあることにも注目しなければいけないという、問題提起がありました。そして、それ以降事例として、御自身が関わられた就業者実態調査から見るデジタル経済の進展とい

うことで、「テレワークに関する就業者実態調査」を中心に御報告がありました。例えば、テレワーク利用率の推移であるとか、あるいはテレワークは効率性にプラスの側面もありますが、同時に地方移住関心が高まるということや、今後は生成AIによる仕事での利用の影響が大きいのではないかと。そこで、デジタルシフトは生活にも起こっていて、フィンテックの増加であるとか、オンラインショッピングやオンライン娯楽、シェアリングなどについても御報告があり、事例としてギグワークというデジタルプラットフォームを通じた単発の仕事についての報告もございました。

そして、最後になりますが、42ページのところで、デジタル経済をどう把握するのかということについては、独自のデータ生成でも調査統計をしっかりとやれば良質な調査は可能であり、データによる現状把握は示唆に富んでいるのではないかと。そして、デジタル経済は広範で多様なので、新規政府調査よりも民間調査を含めたダッシュボード型を目指すのも一案ではないかと。特にエビデンスベースの政策立案を注視している現状においては、デジタル経済に関する国民への説明・理解促進を考えれば、独自の調査ももちろん重要ではないかと。同じ質問形式を繰り返すことで、時系列で調査をしていくという可能性を探ってほしいという御提案がありました。

そこで、3-1に戻っていただきたいのですが、このような御提案を受けて、3-1の3ページ以降、ダッシュボードの提案をされた理由について意見交換がありましたし、「セルフレポートの問題」が重要であるという共通認識を踏まえながら、今後、デジタル化が進展することについてはもちろん経時調査も重要ですが、そこには年代によってデジタルの利用の実態も異なることから、その辺りの把握ということが重要ではないかということなど、多くの意見交換・質疑応答がなされました。

このように、第3回デジタル部会におきましても、現在、急速に進展している社会経済のデジタル化についてマクロで捉える視点と、それをミクロで捉えるとともに、政府統計をよりよく社会経済のデジタル化を把握する上で活用していく方向性について、その意義が共有されたところです。しかしながら、まだまだ部会のメンバーの中で更に「社会経済のデジタル化」については検討を深めたいという思いが共有されておりますので、いましばらく「社会経済のデジタル化」について有識者の御報告をいただくなど、検討を深めていく方向性で臨みたいと考えております。以上、資料を踏まえまして、第3回デジタル部会の報告をさせていただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○椿委員長 御報告、ありがとうございました。それでは、ただ今の清原先生からの説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。

福田先生、よろしくお願いいたします。

○福田委員 非常に重要な議論をしていただきまして、清原部会長をはじめとして、非常に素晴らしいと思いました。立ち上げのときに御説明があったのかもしれないのですが、この部会の着地点といいますか、こういう議論を重ねたことによって最終的にどういうことを目指しているのかということが分かっておりません。今日は途中経過だったので着地点のお話はございませんでしたが、ほかの部会は特定の統計があってその統計をどうするかという話の部会が大半です。一方、この部会は何か特定の対象があるわけではなくて、

かなり大きなビジョンで物事を進められているとは思いますが、ただ何か最終的に目指すもの、こういう議論を進めたことによって報告書を出されるということなのか、またそうであればいつ頃をめどにそういう報告書を出されるのか。対象としても多分、概要にもありますように2つの大きな側面、統計の対象としてのデジタル化の問題とそれから統計調査のデジタル化の問題、これは全く違うタイプのものだと思いますが、それぞれに関して何か報告書を出されるという方向で議論を進められているのかどうか、あるいはそのタイムスパンのめどはどうなっているのかということをお教えいただければと思います。

○清原委員 私がお答えしてよろしいですか。

○樫委員長 よろしいですか。

○清原委員 まず、部会長として認識をお答えしてから、事務局等で補足をいただければと思います。今、御指摘のとおり、デジタル部会につきましては特設諮問があって、それについて議論しているというよりは、むしろ「社会経済のデジタル化」や「統計調査過程のデジタル化」について主体的に統計委員会として検討して、そして部会だけで内容を共有するだけではなくて、本日のように統計委員会で部会があるごとに報告をさせていただき、御意見をいただきながら、少なくとも今期の間には一定の取りまとめをさせていただき、あるいはタイミングを見て、委員長に御相談をしながら、可能であれば、国に対して建議というような形で、「社会経済のデジタル化」についてどのような公的統計の取組が望ましいかというようなことを積極的に提案していただくための、基礎となるような調査研究を担わせていただければと思っております。

そして、併せて「社会経済のデジタル化」については国際的な視点でも日本国として一定のデータを把握していくことが有用であると考えておりますので、そのような問題意識も持っております。更に、まだ検討を本格的に始めておりませんが、「統計調査のデジタル化」につきましては、実は各部会でこの間、公的統計に関する諮問について検討される際に、折々に「統計のデジタル化」、あるいは代表的には「オンライン化の望ましい在り方」などについて、ただ今の津谷部会長の御報告の中にも示唆されておりますので、それらを踏まえながらデジタル部会としても総合的に統計委員会としての御提案ができるような、取りまとめを図りたいと思っております。

まずは、今期中に何らかの、一定の取りまとめをする責務があると思っておりますが、その先にも課題は継続すると思っておりますので、統計委員会として是非、よい意味で継続して取り組んでいただくための出発点となるような取りまとめを目指していきたいと、部会長としては考えているところです。よろしく申し上げます。

○樫委員長 清原先生、どうもありがとうございました。何か事務局で捕捉することはありますか。

○谷本総務省統計委員会担当室長 清原部会長、どうもありがとうございました。もう私が補足することはほぼ何もありませんが、今、清原部会長におっしゃっていただきましたとおり、この部会では統計の対象としてのデジタル化、それから統計調査のデジタル化という2本柱で、先生、委員の皆様、臨時委員の皆様含めて御議論いただいております。議論の方向性は、まずいろいろな立場の方からお話を聞いて、議論をまず広げてみようという

ような部会長の思いもあって、まだそういうことでいろいろな角度からの議論を今させていただいて、取りまとめの方向性がこうとかというのはまだそういう意味ではついておりませんが、その議論の方向性、これからも部会は開いていきますので、その方向性を見ながら部会長とも御相談し、取りまとめの方向性というのを必要であれば探って、必要であればやっていくということになろうかと思っております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。いずれにせよこの部会はホリゾンタルというか、横断的なことを議論する意味でできていて、基本的に我々の基本計画には漠とDXのことがあったりデジタル化経済の把握がありますが、それをどういう方向性で具体化するかについてあまり明確になっていないと思いますので、その方法論も含めていろいろ議論していただいて、建議という形になるのか、あるいは次の基本計画に具体案を反映していくという形になるのかということについてはいろいろな意見があるかと思いますが、是非そのための基本情報とか多様な意見があることをまずは把握していただくことは、非常に重要ではないかと思えます。もちろんミッションが2つあるということも、なかなかほかの部会とは大分違うとは思えます。

○福田委員 1点だけ、あるいは委員長もおっしゃった横断的なもので、実際に統計調査のデジタル化というのは始まって、ほかの部会でもさんざん議論していることです。そういう意味では本当に横断的な、それをまとめてほかの部会でもやられている試みとかもまとめる作業とか、各統計調査は調査でそれぞれ一生懸命考えて、どう統計調査のデジタル化をすればいいかということは議論していますが、それを総合的にまとめる役割とかというのは多分、この部会の仕事だと思いますし、あるいは統計の対象としてのデジタル化に関しても、ほかの国民経済計算でも少しそういうことをやりましたし、他の部会でやっていないわけではないので、ほかの部会での議論はどうかということなども議論の対象にさせていただくのが大事なのではないかと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。デジタル化自体を統計行政とか統計調査に入れていくという、統計だけでなく行政全体が今そういう形で動いているのではないかと思いますので、非常に広い範囲でいろいろな検討を進めていただけるということかと思っております。北原政策統括官、よろしく申し上げます。

○北原総務省政策統括官（統計制度担当） ありがとうございます。今、部会長からもお話しさせていただいて、福田先生から重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。今、委員長からも御指摘がございましたように、政府全体として今の急激な少子高齢化、人口減少社会を背景にデジタル化ということでどうやって対応していくかということで、これはもう統計だけではなく全面的な世界での対応というのを考えていく、そういう状況になっております。その中で、統計について2つの柱ということで、統計の対象としてのデジタルということと統計自体のデジタルという、2つということですが、ありとあらゆるところで出てくるものについて部会で御審議をいただいているところであり、そういう全体の中での統計においてもこうした形で御議論をいただければ、大変ありがたいことと存じております。

○樫委員長 どうもありがとうございました。ほか、委員の先生方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントをさせていただきます。今、いろいろな議論があったことが非常にエッセンスだと思いますが、第3回のデジタル部会ではデジタル経済の実態把握という観点から有識者、あるいは中川臨時委員も話されているということでした。一つは匿名化から、我々は匿名ということはずっと今まで議論しておりましたが、匿名化から顕名という、そこに行くという話、あるいはデジタル化が進展することによってそもそも市場の把握、実態把握というものの自体が、構造自体が変化しているのではないかという、そういう問題意識の共有をやっている。

もう一つは調査をやられている立場といたしますか、御自身の経験からデジタル経済の実態をどういうふうに調査として把握すべきなのかという、そういう点について御講演いただいて、その後にもまた活発な議論がされたと伺いました。有識者と委員の皆様方の中で、デジタル化の進展によってそもそも利用可能となる情報の取扱い、あるいは急速に進むデジタル化を調査によってどう把握できるかという留意点、これは今回の議論を端緒にして、またこれからも活発に議論されるのではないかと思ったところです。

今後も、2本柱という話がありましたが、デジタル経済の実態把握と、それから公的統計含め、行政を含めたデジタル化について、多様な意見があると思いますので、ヒアリング等を実施していただく予定とも伺っておりますし、これも清原先生をはじめとしてデジタル部会の先生方の議論がどういう状況であったかに関しては、統計委員会に報告していただいて、またこの場で議論を深められればと思いますので、部会の先生方、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

○清原委員 かしこまりました。

○椿委員長 それでは、続きまして匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について議論したいと思います。この匿名データの作成・提供の早期化に向けては、統計制度部会において審議していただいております。これにつきましても部会長の清原先生、御説明よろしくお願ひいたします。

○清原委員 ありがとうございます。統計制度部会長の清原です。8月29日に行われました第5回統計制度部会において、匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について審議を行いましたので、報告いたします。

基幹統計調査に係る匿名データの作成については、これまでも統計研究研修所からの支援を受けて「匿名化処理基準」を策定し、これに沿って作成する場合、統計委員会における審議の効率化及び重点化が図られてきました。これにより匿名データの提供開始時期が調査結果の公表後、従来の8年程度から4年程度へと早期化されてきたところです。今回、さらなる早期化に向けて統計研究研修所から、「匿名化処理基準」を個々の調査事項の処理方法から調査事項の特性に応じた調査共通の考え方に改定するという御提案をいただきました。これにより、匿名データの作成に関する答申の時期を従来の調査結果の公表後から基幹統計調査の実施または変更に係る答申の後に前倒しして、匿名データの提供開始時期を4年程度から2年程度へと更に早期化できることとなります。

詳細について、御担当から御説明をいただきます。まず、「匿名化処理基準」の改定案に

については、総務省統計研究研修所からお願いいたします。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 総務省統計研究研修所の永井と申します。よろしくお願いいたします。私からは、資料4-1の匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について、御説明をさせていただきます。

まず1枚目のスライド、1ページ目ですが、こちらは現在の匿名データの作成・提供状況をまとめたものになっております。匿名データの作成・提供ですが、令和6年7月末現在で、左側の表にまとめているとおり8調査、74年時分の匿名データを作成・提供しております。平成21年度から令和5年度までの提供実績は延べ536件となっております。右側のグラフを見ていただきますと、主なものとしましては学術研究目的というのが多くとなっておりますが、令和5年度などを見ますと高等教育目的も増えております。

2枚目のスライドにまいりまして、こちらは統計研究研修所による匿名データの作成の支援、これまでの状況をまとめたものになっております。まず、統計研究研修所がなぜこのようなことをやっているかということですが、第3期の公的統計の基本計画におきまして、匿名データについて統計研究研修所の支援を受けより広い範囲のものが利用できるようにする形で、提供に向け必要な法制面、技術面から検討を踏まえ、早期の提供を検討すると書かれております。統計研究研修所ではこれを受けまして、主に技術面として支援をしてまいりました。

研修所に匿名データ有識者会議というのを設置いたしまして、作成方法の検討をしてきたところです。匿名データ有識者会議のメンバーにつきましては右側に書いておりますが、臨時委員もされていらっしゃる加藤先生を座長といたしまして、曾田委員、椿委員長にも御参画いただいて、実施してまいりました。これを受けまして統計委員会では審議の重点化、効率化というのを従来、図っていただいております。囲みの中に書いておりますが、匿名データの作成に係る匿名化処理基準に沿って作成を行う場合、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、審議の重点化、効率化を図っております。

この支援によりまして、匿名データの提供を大幅に早期化しておりまして、研修所の支援が始まる以前は調査結果公表後8年程度かかっていたものが、現在は4年程度へと大幅に短縮し、早期化しております。研修所では、総務省統計局所管の6調査及び厚生労働省所管の2調査について、提供可能な直近の年次まで検討を行っているところです。有識者会議での検討実績、右下にまとめておりますが、一通り、現状提供している調査の分につきましては検討したということです。

スライド3枚目にまいりまして、今般、そのような状況を受けましてさらなる提供早期化を御提案させていただいたということです。取組の1つ目ですが、このポイントとしましては、これまでの匿名化処理基準といいますのは、参考資料にも付けてあるので後ほど御覧になっていただければと思いますが、各回の匿名データの答申を得た内容を調査ごと、調査事項ごとに詳細に処理方法を表にまとめたもの、単にまとめたものとなっております。これから、今般改定を考えております新たな改定後の匿名化処理基準では、それぞれ調査事項ごとにどうしてその匿名化処理を行うかというようなことには調査共通の考え

方がありますので、この調査共通の考え方を抽出しまして、匿名化処理基準ということで改定したいと考えております。

この改定によりまして、改善が可能になると考えておりまして、改善点は2点あります。1点は、これまでは一つ一つの事項につきまして事細かに前回答申等を参考に検討してきましたが、検討内容が明確化、効率化できるようになりますので、検討期間が短縮できるというのが1点目です。2点目としましては、これまでは調査結果の公表後に検討ということを行っていましたが、考え方をまとめた改定後の匿名化処理基準に基づくということになりますと、結果が出る前に調査事項を確定すれば検討ができるということで、検討開始時期を早期化できると考えております。これによりまして、匿名データ作成府省は研修所の支援を受け、匿名データ作成方針の策定が早期に可能となり、統計委員会への諮問時期も前倒しできるだろうと考えております。

取組の2点目ですが、4ページ目のスライドになります。このような形で諮問の時期を前倒しすることによりまして提供の早期化を図るとというのが、ポイントの2つ目になっております。下に3点、挙げてありますが、1点目の統計委員会における審議の効率化、重点化、この部分はこれまでも現状行ってきたところですが、更に審議のポイントが絞られることになりますので、さらなる効率化、重点化が図られるのではないかと考えております。

2点目は、統計委員会における諮問審議及び答申の時期の早期化ということで、これまでですと調査結果の公表後に匿名データの検証を行った上で、匿名データの作成の諮問を行っていましたが、これが調査事項の確定時に匿名データ作成の諮問を行うことが可能となるということで、諮問審議と答申の時期が早期化されること、3点目、答申を受けた後で調査結果が公表された後、統計研究研修所におきまして分布状況等を確認して検証を行った上で、答申後速やかに作成を開始し、提供も早期化できるのではないかと考えております。

5ページ目のスライドにスケジュールをまとめております。上段が現行、下段が改善案になっております。現行の方を見ていただきますと、中ほどにグレーの公表というのがありますが、現行の方であれば調査結果の公表後に研修所で検証等を行って、作成方針を策定し、統計委員会に諮問するという流れでした。改善案の下段の方を見ていただきますと、調査本体の調査計画の諮問、答申というのが下の方にあります調査という欄にありますが、この答申のところで調査項目が確定いたしますので、これに併せまして研修所での検証作業もスタートしまして、作成方針の策定を早期に行い、同時期に匿名データの諮問も行うということを考えております。

その結果、答申を得てから公表を待ちまして、実際のデータを用いて検証を行って作成・提供するという流れになります。このような形で進めることによって、これまでですと、先ほど公表後おおむね8年から4年に短縮しましたと申し上げておりましたが、その4年から更に公表後2年ということで、2年以内の公表、提供を目指して進めていきたいと考えております。私からは以上です。

○樫委員長 御説明、ありがとうございました。この議論は私も統計制度部会の構成員と

して、あるいは説明資料にありましたが統計研究研修所の、大変失礼いたしました。まだ説明が続いて、大変御無礼いたしました。説明継続中です。恐縮でした。

○清原委員 いえいえ。今、椿委員長がおっしゃってくださいましたように、先ほどの御説明の中にあります有識者会議のオブザーバーとして、統計制度部会の委員でもある椿委員長にも加わっていただいています。

ただ今の御説明を受けまして、実は統計委員会の決定文書であります「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議についての改正案」を、統計制度部会で取りまとめました。このことにつきまして、資料 4-2 及び資料 4-3 に基づきまして、統計委員会担当室から御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 総務省統計委員会担当室の田村と申します。資料 4-2 を御覧ください。

ただ今、清原部会長からお話がありましたとおり、部会長からの御指示を受けて、「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」という委員会決定の文書の改正案をまとめました。先ほど、資料 4-1 の御説明にあった内容を踏まえまして、御覧のような感じでまとめております。まず、1 番のところが従来から行われている審議の効率化及び重点化というところであり、この中で先ほど統計研究研修所から御説明のありました「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に沿って匿名データの作成を行うということが書かれております。匿名化処理基準については本資料の後ろに添付してあります。

基本は匿名化処理基準に沿って匿名データの作成を行い、(1) と (2) にありますとおり調査事項に追加及び変更がない場合は、従来と同じく、統計委員会における諮問審議を要さないものとするとしてありまして、(2) で追加又は変更がある場合につきましては、これも従来どおり、統計制度部会への付託は行わずに、この統計委員会において審議を行うということを規定させていただいています。

また、先ほどからお話が出ている提供の早期化のことにつきましては、2 番の「答申の時期」のところについて記載しています。先ほどの 1 の (2) の場合においては、答申というのは匿名データの作成に必要な調査票情報に係る基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を行った後としてありまして、先ほどの資料 4-1 の別紙に出ていたとおり基幹統計調査自体を調査計画の答申の後に行うということを規定させていただいております。

答申後に匿名性に疑義が生じた場合の対応について、何かあった場合にはその状況について報告を受けるということを 3 番に規定しております。4 番、5 番については従来の規定どおりです。私からは以上です。

○清原委員 ありがとうございます。これらの内容について部会に提案され、了承されました。そこで本日、統計制度部会として統計委員会に提案をさせていただきます。なお、部会審議においては委員から本改正案に沿って新しい匿名データが早期に提供されることは評価できるという、共通の認識が共有されました。ただ、せっかく匿名化が早期化されるのですから、更に匿名データを利用していただけるように、広報を充実していただきたいという意見がありましたことを報告いたします。統計制度部会としては、「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議についての改正案」について了承しておりますので、是非統

計委員会委員の皆様にご審議の上、御賛同いただきますよう、お願いいたします。私からの説明は以上です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。先ほど、この資料4-2が最も重要な今日の議題で、私の方でインタラクトしてしまい、大変失礼いたしました。先ほどありましたように、この議論は私も構成員として参加しています。匿名データ有識者会議というの、もともとは匿名データ部会というのがこの委員会にあって、それ以来非常に長い期間をかけていろいろな基準が決まってきたと承知しております。私もその部会のメンバーで、それでオブザーバーにいますと思っておりますが、とにかく最新の匿名データが早期に使えるようになることは、利用者にとっても非常に重要なことではないかと、私自身も部会の委員として考えているところです。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。

福田先生、よろしくお願ひします。

○福田委員 清原委員が少しおっしゃったことですが、匿名データを早く公表するというのも努力していただいて非常に大事なことで、私も評価したいと思います。ただ、匿名データの公表形態も工夫していただくとユーザーとして有難いと思います。匿名データを手にしましたがその整理にとてつもなく時間がかかるとか、使いにくい公表形態というよりは、比較的、それを入手したらある程度使いやすいような形で、公表する側は大変かもしれませんが、そういう工夫も少し検討いただければと思います。それが第1点です。

それから2点目は御質問ですが、例えば毎年公表されているデータとか、あるいは過去に公表されてもう匿名化を議論して議論が終わっているデータに関しても同じような議論をするのか、それとも既にその統計に関してはもう去年議論は終わっているの、それをまた匿名化して公表するのであればもう少し早くできるのではないかとというのが、素人ながらに思いますが、そういう議論というのはどういう形で進んでいるのかというのが質問です。

○樫委員長 どうでしょうかね。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村と申します。2点目の御質問につきましては、私の説明がいまひとつだったかもしれないですが、繰り返しての諮問は行わないということです。それが先ほどの資料4-2のところでも御説明した1の(1)になります。調査事項に変更等がない場合には、まさしく先生がおっしゃったように、既に審議がなされているということです。追加の諮問審議は行わないという整理になっております。

○福田委員 そうすると、2年もなく1年後とかでもできるのかという質問です。そういう意味では、タイムラグの話です。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 研修所の永井です。特に、毎年ということであれば労働力調査で匿名データを作っておりますが、労働力調査であれば諮問というのは、基本的には調査事項が変わらなければ必要がございませんので、調査結果が出まして、そこ

からデータの検証をいたしまして、基本的には前回どおり作りますが、それで匿名性に問題がないかというのを研修所で確認した上で、作成のフェーズに移るといような形で進めております。この2年に早期化できますというふうに言っているのは、基本的には諮問を含むものを考えております。あとは作成する側のものもごございますので、努力をしていくということで検討したいと思っております。

○福田委員 そういう意味ではそちらの側の早期化も同時に御検討いただきたいというのが私の要望です。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 そういうところも努力をしていきます。

○福田委員 そちらも同時に早期化を是非、お願いしたいと思っております。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 ありがとうございます。そこは私も、実際に作っている方ではありませんが、努力はしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○樫委員長 よろしいでしょうか。ほかに御質問等ありますでしょうか。もう1点、福田先生から、2点の質問がありました。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 そうですね。すみません。

○樫委員長 大変失礼しました。

○福田委員 1点はユーザーフレンドリーにしてくださいという要望ですので、是非お願いしたいということです。そちらもいろいろ大変さは、人的な制約、いろいろあると思いますが、是非いろいろと努力していただければと思います。

○永井総務省統計研究研修所研究部長 ありがとうございます。そちらにつきましても、なるべく使いやすいものを目指していきたいと思っております。ありがとうございます。

○樫委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、取りまとめさせていただきます。

今回の改正では、調査事項の特性に応じた共通の考え方に基づいて、匿名化処理の検討を行うことが可能になります。これによって一応、匿名データ作成の諮問時期につきましても、調査計画変更の答申後に前倒しすることが可能になる。これによって調査結果の公表から匿名データの提供まで、これまで4年程度かかっていたものが2年程度に短縮できるということで、それ自身、非常に合理的ではないかと考えています。この取組によって、今後、利用者のニーズに応えたよりよい匿名データができるだけ早期に提供され、利用実績が増えていくということを期待します。これは教育目的にも使えるということで、かなり学術目的以外にも非常に大きな期待があるところです。

それでは、先ほどの資料4-2、統計法35条第2項の規定に基づく審議についての改正案について、お諮りしたいと思います。資料4-2に示された改正案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、資料4-2の案のとおり、統計委員会決定とさせていただきます。どうもありがとうございました。清原先生はじめ統計制度部会に所属された、私も所属しており、私に感謝するものもどうかと思っておりますが、部会

での御審議、どうもありがとうございました。

○清原委員 ありがとうございます。

○樫委員長 それでは、次の議事に入らせていただきます。令和7年度における統計リソースの要求状況について、総務省政策統括官室から御説明、よろしく願いいたします。

○栗原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官 政策統括官室の栗原でございます。よろしく願いいたします。資料の5に基づきまして、説明、御報告させていただきます。

まず、資料6ページの参考から御覧ください。建議について、若干おさらいになりますが、御案内のように統計行政の重要課題の推進を図るために、参考にありますとおり、今年度も5月の統計委員会におきまして、令和7年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議をお取りまとめいただいたところです。総務省では、この建議をいただいた後、その内容について各府省に周知をしたところです。同建議におきましては、令和7年度に統計リソースを重点的に配分するとされている分野や取組につきまして、今般、各府省における予算要求、それから機構・定員要求の状況を整理させていただきましたので、御報告差し上げたいと思います。

では、資料の1ページ目にお戻りいただければと思います。まず、予算要求の状況です。全体の要求構造からですが、令和7年度は建議に関連する取組であります統計調査、それから統計関連事業の予算について、要求総額約76.8億円となっているところです。主な要求項目の内容につきまして、建議の事項に対応して5つの事項に分けて、表のとおり整理させていただきました。まず「①社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備」につきましては、約38億円、「②統計の国際比較可能性の向上」につきましては、約3億円、「③統計データの利活用促進」といたしましては、約11億円、「④品質の高い統計作成のための基盤整備」につきましては、約33億円、最後に「⑤デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成」につきましては、約4億円と整理をさせていただいております。以上が全体像でございます。主な要求内容について整理したのが次ページ以降になります。

次ページ以降につきまして、主にトピック的に特徴のある項目について御紹介、御説明、御報告させていただきます。まず、建議の「①社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備」についてです。内閣府の要求項目の1点目といたしまして、国民経済計算の各種作成・公表を行っているのは御承知のとおりかと思いますが、その速報の改善の検討でありますとか、財政統計の速報化に関する検討、それからSUT体系への移行に向けた検討を行うといった、調査検討のために必要な経費を要求しているところです。

更に、2点目といたしましては、統計手法改善に向けた横断的な検討の経費を要求しております。具体的に申し上げますと、例えば「豊かさ」の価値の計測や記録方法に関する研究でありますとか、デジタル経済やグリーン成長に関する統計指標の研究に必要な経費を要求すると伺っております。

続いて3点目といたしましては総務省政策統括官室から、「公的統計基本計画等推進費」の要求があります。具体的には、「産業連関表のSUT体系への完全移行のための調査研究」

の要求をしているところです。

続きまして、建議の「②統計の国際比較可能性の向上」に移らせていただきます。1点目の内閣府につきましては、先ほど説明した内閣府の2点目と同じ内容であるため再掲という形で整理させていただいております。また、2点目の総務省「公的統計基本計画等推進費」につきましても、前述①と同じ要求項目であります。こちらの内容は「Well-beingに関する統計整備における諸課題の調査研究」ということで、こちらの項目にも該当するという整理をさせていただいております。

続きまして、建議の「③統計データの利活用促進」についてです。1点目が総務省です。「統計基盤デジタル化推進等経費」であり、御存じのように政府統計の総合窓口である e-Stat の関係ですが、そのシステム更改支援業務でありますとか、統計データのビジュアライゼーションを推進するための経費を要求しているところです。1つ飛んでいただいて、総務省の「統計データ利活用の推進」の関係の経費です。具体的には地方公共団体の支援、専門家とのマッチングとかコンサルテーションを行うための経費を要求しているところです。

次のページに移っていただきまして、建議の「④品質の高い統計作成のための基盤整備」に関する農林水産省の要求です。書いてあるとおりのものですが、具体的には分析的審査に必要な関連情報を効率的に収集する手法を研究したいということで、この調査研究の予算が要求されているところです。それからその下、国土交通省の関係、「統計改革の基盤整備」と書いてありますが、具体的には国土交通省独自の研修を実施するための予算を要求していると伺っているところです。

最後に、建議の「⑤デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成」につきましては、総務省から「ビッグデータ・トライアルの実施に向けた環境整備」でありますとか、財務省から「オンライン回答率の向上を目指した電子調査票の充実」というような要求がなされているところです。以上が予算要求の主な内容です。

続きまして、4ページ目です。機構要求の関係と定員要求の関係を説明させていただきます。機構要求の関係では、総務省統計局から調査官1、政策統括官室から企画官1の体制整備についての要求がなされているところです。それから定員要求につきましては、新規定員の増員要求は32名ということで、前年の27名よりも増加している要求構造になっているところです。予算と同様に表形式で建議の①から⑤のとおり整理させていただきました。御覧のとおりですが、総務省が大体大半の15名という形になっているところです。

次のページ、5ページ目でまた建議の①から⑤に応じて整理させていただきました。こちらにもトピック的な要求を御紹介させていただきます。建議の「③統計データの利活用促進」の関係で、経済産業省から3人の要求が出ております。「公的統計の調査票情報の研究者等への提供の円滑化・迅速化」と書いてありますが、具体的には二次的利用の申請対応業務に専属的に対応する体制を整備したいという要求が出ております。それから建議の「④品質の高い統計作成のための基盤整備」に関する要求の3つ目、総務省から「統計調査プロセスの抜本的な見直しを検討するための体制整備」に係る4人の要求が出ております。これはいろいろ今も話題になっておりますが、郵送やオンライン化完結の検討などを実施

するための体制の整備と伺っております。それからもう4つ飛ばしていただいて、農林水産省の要求です。「農林水産統計調査の持続性確保に向けた体制整備」と書いてありますが、具体的には統計人材の確保でありますとか、民間委託を着実に実施するための体制整備に係る要求で3名と伺っております。

以上が予算要求と機構・定員要求の概要でございます。現状を申し上げますと、総務省では8月末の概算要求に合わせて、この各府省の要求の状況を把握いたしまして、総務省で行っている各府省統計調査計画等審査において活用するとともに、この要求状況を取りまとめまして、政府内で予算や機構・定員の審査を行います財務省主計局と内閣官房内閣人事局に伝達し、特段の配慮をいただくように要請を行ったところです。御報告は、以上です。

○樫委員長 御報告、ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。ただ今、報告がありましたが、各府省の令和7年度統計リソースの要求状況につきましては、統計委員会といたしましても引き続き統計リソースの状況というものを注視するとともに、可能な限り統計リソースの確保を支援していきたいと考えているところです。各府省におかれましては、今後とも各種課題の解決に必要なリソースの確保に努めていただき、そのリソースを活用して公的統計の総合的な品質の向上にしっかりと取り組んでいただくよう、お願したいと考えております。以上です。

それでは、次の議事に入らせていただきます。令和5年度統計法施行状況に関する審議結果報告についてとなります。7月、8月の企画部会における3つの審議事項の審議結果を踏まえて、私と事務局で審議結果の取りまとめ案を作成して、委員の先生方に事前に御提示し、確認あるいは修正をしていただいたところです。本日はその結果を踏まえまして、資料6にありますとおり、「21世紀出生児縦断調査（平成22年の出生児）」、「公的統計におけるPDCAサイクルの確立・定着に向けた「点検・評価」及び「統計作成プロセス診断」の実施状況」、それから「統計に関する国際貢献の状況」、以上3件についての取りまとめ案をお示しさせていただきます。これにつきまして何か御意見、あるいは御質問等あれば、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。それでは、3つの審議事項の審議結果案を取りまとめたいと思います。特に、特段の修正の御意見はなかったと認識しました。これにつきましては資料6の案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○樫委員長 ありがとうございます。それでは、この資料6の案のとおりを統計委員会決定とさせていただきます。どうもありがとうございました。

企画部会において、7月から審議いただいた令和5年度統計法施行状況に関する審議は、本日をもって全ての審議を終了しましたところ、部会に所属の委員の皆様方には、部会での審議を心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の議題に入る予定でしたが、まだ準備が整っていないようですので、ここ

で暫時、休憩とさせていただきます。しばらくお待ちください。

(休憩)

○**樫委員長** それでは、再開させていただきます。建設工事受注動態統計調査の品質改善への取組につきまして、国土交通省から御説明、よろしく申し上げます。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。本日は建設工事受注動態統計調査の品質改善への取組について、御報告させていただければと思います。

2 ページを御覧ください。まず、建設工事統計調査の体系について御説明いたします。建設工事受注動態統計調査は建設工事統計調査の一部となっております。建設工事統計調査は、建設工事の完成工事高を把握する年次の建設工事施工統計調査と、建設業者の受注動向を月次で把握する建設工事受注動態統計調査で構成されており、また、大手指定建設業者に対して追加で調査を行っております。

3 ページを御覧ください。建設工事統計調査の概要です。建設工事受注動態統計調査は動態調査票甲というところで、月間の受注高、公共機関からの受注工事、民間等からの受注工事を調査し、約1万2,000業者を対象にしております。

続きまして、4 ページを御覧ください。今回の建設工事受注動態統計調査の誤報告の概要について、御説明をいたします。

まず、経緯です。建設工事受注動態統計調査において、令和5年度における調査対象企業1社の回答に誤報告を発見したため、内閣府をはじめとする関係機関に一報を入れつつ、令和6年6月11日に同統計調査の公表値を訂正いたしました。

次に、誤報告の内容です。当該企業1社が本来受注月1か月のみ当該受注額を報告すべきでしたが、工事が完了するまで同額を毎月報告する必要があると誤認し、6か月にわたって重複して誤報告等を行ってきました。

最後に誤報告への対応状況の御説明です。まず、調査対象者と都道府県に対し、誤記入防止のガイドを再送付しました。また、建設業団体、これは全国建設業協会、建設産業専門団体連合会ですが、これらに対しても会員企業に同ガイドを周知するよう依頼しました。更に、調査対象者、都道府県、建設業団体に対し、記載方法を分かりやすくした冊子、記入の手引きと、注意喚起の記載を追記した調査票を9月の下旬、間もなく送付予定です。

続きまして、5 ページを御覧ください。具体的なガイド等の修正ですが、右側を御覧ください。右側のガイドの方で、細かくて恐縮ですが、赤字で受注した月の受注高について記入します。過去の受注については記入しないでと赤字で記載をしました。このガイドを調査対象者1万2,000業者に送付しました。

続きまして、6 ページを御覧ください。記入の手引きにおいても同様の修正をいたしております。左下の赤字の箇所を御覧ください。受注した月のみ受注実績を記入してください。過去の受注については記入しないでくださいと赤字で記入をしました。

続きまして、7 ページを御覧ください。右側に調査票があります。同じく調査票にも、下欄の方に同内容の追記をしようとするところです。

続きまして最後、8ページになります。今回の誤報告対策については、国土交通省に設置しております統計品質改善会議、これは美添青山学院大学名誉教授に座長をしていただいておりますが、この統計品質改善会議において助言をいただきながら、進めております。

3本柱でございまして、1の周知の徹底については先ほどの説明と重複しますので、省略させていただきます。

2の誤報告の疑いのある数値を確認できる仕組みの導入について、誤回答防止と回答の内容をより簡便に確認する観点から検討をしております。

その方向については、以下の①から③になります。1つ目としましては、オンライン回答システムを来年度から本格的に運用し、回答業者が調査票の入力段階で誤記入を防止できるようにするほか、誤報告の疑いのある数値を検知できる仕組みを導入したいと思っております。2つ目としましては、前月や前年同月の回答内容との比較により、誤報告の疑いのある数値等を特定する方法を考えていきたいと思っております。最後、3つ目としましては、疑義のある回答内容を回答業者に照会する際に、回答業者への負担が少なく、疑義の有無を確実に確認できる質問内容の在り方について、検討してまいりたいと思っております。

最後、3の標本抽出等の在り方の検討については、統計品質改善会議の審議を通じて、標本抽出等の現状を整理するとともに、特定の回答業者の回答によって大きな影響を受けない標本抽出や算出方法の在り方について、検討してまいりたいと思っております。

以上、手短ですが、御説明を終わります。

○**樫委員長** 御説明、ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明につきまして何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

○**松村委員** よろしいですか。

○**樫委員長** 松村先生、よろしくお願ひいたします。

○**松村委員** 御説明、ありがとうございます。私から御意見1点と、簡単な質問を3つほどお願ひさせていただきたいと思ひます。

まず、最初に意見の方ですが、今回のこの起きてしまったことはしようがないとして、その後の情報発信の在り方についてです。今回国土交通省の関連するホームページ(HP)の公表ヘッドラインとか、そこに付いている1~2枚物の要約的なリリースを見ても、正直このようなことが起こっているということは全く想像できず、分かりません。何が起こったのかを知らせよう、分かってもらおうという情報提供の姿勢が全くないと、正直感じたところです。

実際、私の周りでも、どちらかというとな国土交通省よりは内閣府からの、臨時のGDP改定を行う旨のリリースと、それに伴うマスコミ報道の中で建設受注統計訂正の件が伝えられていたので、それらで初めて本件を知った方々ばかりでした。更に、それを知った後に国土交通省のHPを見ても、どれを見ていいのかよく分からなかったという意見も結構耳にしました。できればこの4ページとかにも書いてありましたような経緯や、訂正箇所・数値などを、HPのヘッドラインとエグゼクティブサマリーを見たら分かるような形で情報発信していただけたらありがたいかと思ひます。

あと、質問ですが、今回これを受けて、8ページのところにありますようにいろいろな

対策をされるということで、いずれも大変重要でいい取組だと思います。まず、赤字で周知するということですが、例えばこの調査票とか手引きについては毎月の調査票にこのような形で赤字、手引きが入っているのでしょうか。それとも、一旦9月に送る分の回答分だけが、そのような形になっているのかというのが1つ目の御質問です。2つ目はオンライン回答のシステムのところで、これは非常にまた重要だと思いますが、これはオンラインで回答した場合のみ検知できるシステムなのか、集計側の方や、紙で回答した場合はどうなっているのかというのが2つ目の御質問です。あと3つ目は単純に、そもそも今回のこの事案というのはどういうことをきっかけに発見されたのかということ、以上3点お伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。それでは国土交通省から、3点について御回答いただければと思います。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 御質問、ありがとうございます。まず、最初の御意見については、承りました。プレスに対しては、説明会等を開いて説明しましたが、確かにおっしゃるとおりホームページ等にはやや情報が出ていなかった部分があるかと思っておりますので、より分かりやすいように改善、周知できるような形を考えていきたいと思っております。

御質問の点につきまして、1つ目の手引きについては、毎月の調査票にこの注意書きを書いたものを、もうすぐ送る予定です。2つ目の御質問ですが、オンラインの申請者側にこのようなエラーチェックを設けるとともに、併せて国土交通省側においてもこのようなエラーチェック、特に今回については時系列的なところでの誤報告ということでしたが、しっかりここも確認できるような仕組みを作っていきたいと思っております。

3つ目、なぜこの誤報告が見つかったかということですが、この建設工事受注統計調査については毎年度、回答事業者を抽出しているところであり、当該事業者は令和5年度に調査対象となっておりましたが、令和6年度は対象外になりました。年度替わりで数値が大きく変わったので、その際に再度確認をしまして、問合せをさせていただきました結果、この回答者の間違いが判明しました。以上です。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。最初の意見についても、対応のことを述べていただいて、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

福田先生、よろしく申し上げます。

○**福田委員** 別に国土交通省の統計に限らないのですが、こういう統計はできるだけ起こらないようにするにはどうすればいいかという対応と、それから起こったときにどうそれを早く発見して影響を小さくするか、両方大事だと思いますし、そういう取組をなされているということだとは思いますが。ただ、まず調査対象者と都道府県と建設業団体って役割が全然、私の頭の中では違うと思います。具体的に調査票を記入するのはもちろん調査対象者です。都道府県はそれに依頼するなり、あるいはそれを回収するなりの役割だと思います。それから建設業界団体はそれに対する広報活動等をする団体だと、役割が全然違うと私は思います。それなのに一律に同じものを送り付けるというのは乱暴な対応なのではないかと私は思いますし、3者、全然役割が違うわけですので、3者には違う対応をす

るというのが、私はあるべき対応ではないかと思いました。

また、それを集計する際に、調査対象者と都道府県と業界団体に加えて、民間委託している場合に、国土交通省がどういう形で関わっているのでしょうか。あるいは民間委託しているのであれば民間の業者に対してもどういう対応といたしますか、チェック体制といたしますか、どうなっているのでしょうか。機械的にももちろんチェックするというのとは一番大事ですし、それは対応されているとは思いますが、今回の発覚でも基本的には人で発覚したと思います。そういう意味では、人でもう見付けられるような工夫というの、最後のページにある対応は大事ですし、それは是非やっていただきたいですが、人でも最終的には分かるような、そういう工夫といたしますか、そこら辺ももう少し御検討いただく必要はある。その点で、民間委託をどういう形でなされているのかとかも含めて教えていただければと思います。

○**樫委員長** 本件もよろしくお願ひいたします。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 御質問、ありがとうございます。1つ目の御質問の各関係者に対しての周知ですが、説明不足で大変申し訳ありませんでした。添付書類として記入の手引き等は各関係者に送っておりますが、事務連絡はそれぞれ別に用意してまして、例えば先生がおっしゃるように都道府県に対しては、統計法上、委任事務として、調査票の審査事項が課されておりますので、これをしっかりお願ひしますという周知・依頼を文書として出す予定です。それぞれ中身としては、違う文書を出しているということで御理解いただければと思います。

2つ目としましては、おっしゃるとおり民間委託はしております。具体的には、委託事業者がこの建物に来ていただいて同じ場所で作業してもらっておりますが、逐次職員による指導・監督のもとで作業していただいております。今回の事案も民間委託事業者に対しても周知をしますし、しっかり誤報告の疑いのある数値を検知することで対応していきたいと思っております。

○**樫委員長** よろしいでしょうか。

○**福田委員** よろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** どうも、ありがとうございました。二村先生、よろしくお願ひします。

○**二村委員** 御説明、ありがとうございました。私の質問は非常に簡単なのですが、差し支えない範囲で、今回誤記入したこの企業1社というのの企業規模、どのようなレベルの企業だったかということとを教えてくださいたいのですが、大企業レベルであるのか中小レベルであるのかということとで課題が違うのかと思いますが、いかがでしょうか。

○**樫委員長** いかがでしょうか。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 手元に詳細な情報はありますが、それほど大きな企業ではありません。中小企業ということです。恐らく、詳しくは分かりませんが、地域で活動されている企業ということだと思います。

○**樫委員長** 二村先生、いかがでしょうか。

○**二村委員** ありがとうございます。ということでありますと、もしも大企業だったら若手が入れて、それは企業内での教育不足ということはあるかと思いましたが、中小とい

うことになりまますと構造的にそのような統計であるとかデータであるとかというようなどころにあまり精通していない事業者かもしれないので、そこら辺の教育・指導というところは所管局で適切に行われる必要があるかと思った次第です。以上です。

○**樫委員長** 御指摘、ありがとうございました。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 御指摘、ありがとうございました。御意見を踏まえまして、しっかりやっていきたいと思っています。

○**樫委員長** よろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。本日、御説明いただきました「誤記入防止のガイドの周知」や「調査票などへの注意書きの追加」につきましては、先ほども議論がありましたが、きめ細かい対応をやっていただく、再発防止策としては、すぐにできる策としては評価できるのではないかと考えたところです。また、誤記入の疑いのある数値を検知できる仕組みの導入、人間系の仕組みもあるし、システムとして同じような数字がずっと並んでくるのは問題だとか、いろいろなことがあるのではないかと思います、その導入というのも非常に重要であると。

あと、標本抽出の在り方を、恐らく先ほどの中小企業がもしこれだとしたら、乗率というものがものすごくかかっていたことが大いに考えられるんですね。そこに対しての指導とか検討とか、要するに標本設計上の取組と書かれておりましたが、その後の推計値の出し方みたいなものに対する技術的な検討、それから指導の体制、こういうことも今日、いろいろな議論の中で明確になってきたのではないかと思います。そういう検討を国土交通省がやっていただいていることは大変心強く思います。統計委員会としても、この取組も今後注視するとともに、逐次、適時御報告いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** ありがとうございました。

○**樫委員長** それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。本日の議事録は委員に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき議事録は委員会に報告するものとされているために、ホームページの公開で代えさせていただければと思います。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡よろしく願いいたします。

○**谷本総務省統計委員会担当室長** 本日、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。次回の委員会につきましては調整中ですので、日時、場所につきましては、また別途御連絡申し上げます。事務局からは以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、第209回統計委員会と第42回企画部会の合同開催を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。